

大阪製ブランド認定制度 募集要項



**Osaka
products**

令和8年5月

大 阪 府

募集期間:令和8年5月 11 日～同6月30日

I 事業の趣旨

1 目的

大阪府では、府内ものづくり中小企業の優れた技術に裏打ちされた創造力にあふれる製品を「大阪製ブランド製品」として認定することで、大阪のものづくりのブランドイメージを高めるとともに、自社製品開発を促進しています。認定製品は、大阪府及び公益財団法人大阪産業局（以下「大阪産業局」という。）をはじめ、様々な支援機関等が実施するプロモーション活動によって、国内外に情報発信します。

このたび、以下のとおり令和8年度の募集を行います。

2 実施主体

説明会の開催、応募受付、審査事務などは大阪産業局が行い、認定製品の決定は大阪府が行います（認定者は大阪府知事）。

II ブランド認定によるメリット等について

1 認定製品への大阪製ブランドロゴマークの使用

使用例) 催事や展示会での掲示・会社案内や製品パンフレットへの掲載・製品パッケージや商品タグ等への掲載・名刺への掲載・ホームページや SNS での使用 等



2 プロモーション支援

- (1) 認定製品パンフレット（日英併記）を作成し、国内外に配布
- (2) 百貨店や商業施設などでの展示・販売を通じたプロモーションの実施
- (3) プレスリリース、ホームページ、SNS 等による情報発信
- (4) 大阪府関係施策などへの推薦
（広報誌での紹介、イベント・催事での製品紹介等）

3 その他

一部金融機関による金利優遇商品の利用（審査あり）

III 認定対象

1 応募資格（（1）～（4）全てに該当すること）

- (1) 大阪府内に本社及び製造拠点（※1）を有する中小企業等（※2）（個人事業者も可）であること。

※1 製造とは、原材料の加工から製品にするまでをいう。（検品は含まない。）

※2 中小企業等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者、中小企業等協同組合法第3条各号に掲げる者（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）、一般社団法人及び一般財団法人に関する

る法律第2条第1項第1号に掲げる者のうち、構成員（個人事業者でない個人を除く）の2/3以上が中小企業者等（個人事業者を含む）である一般社団法人をいう。ただし、みなし大企業は除く。

- (2) 府税に係る徴収金の未納がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (4) 大阪府・大阪産業局等が実施するプロモーション活動や大阪製ブランド事業に関する取組み等に積極的に参加・協力できること。

例) 大阪製ブランド認定製品パンフレット・ホームページの制作への協力
取材や催事情報の提供などへの協力

2 対象製品（（1）～（5）全てに該当すること）

- (1) 消費財（※3）であること（食品を除く）。
- (2) 応募者が設計・製造した製品で、その製品の主な製造拠点が大阪府内にあること。（※4）
※なお、認定後において、主な製造拠点を大阪府外に移転した場合は移転日時点で認定を取り消します。
- (3) 応募者が自社名で販売する製品であること。
- (4) 応募時点で販売可能な製品であること。
- (5) 他の特許・意匠等を侵害していないこと。また、係争中でないこと。

※3 ここでいう消費財とは「一般消費者を対象として販売する最終製品」です。ただし、以下の製品については対象外となります。判断に迷われる場合は事務局にご相談ください。

【対象外となる製品】

- ①完全オーダーメイド製品
- ②現物の提出ができない製品

※4 製造の一部を府外で製造すること、一部を外注することは可とします。ただし、製造においてポイントとなる技術による製造が、自社かつ府内で行われていることが必要です。自社以外が担う製造工程が含まれる場合は応募時に「製造パートナー同意書（様式2号）」をご提出ください。

⇒「製造パートナー同意書（様式2号）」は、大阪製ブランド認定制度へ応募することについて、応募者以外の製造工程を担う企業（製造パートナー）の同意を得ていただくものです。認定後のトラブルを避けるためにも、他社が担う工程が含まれている場合は、各社の同意を得てください。

3 その他

- (1) 1事業年度につき、1社1製品まで応募を受け付けます。
- (2) 過年度に大阪製ブランドの認定を受けている企業も応募が可能です。
- (3) サイズ違いやカラーバリエーション、シリーズ展開がある製品については、用途、特長・機能、製造に活かされている技術、製品のコンセプト（製品開発の背景・テーマ）が同一と判断されるものは、原則1製品とみなします。
 - ・1製品とみなされる例
「花柄の皿と水玉模様の皿」（理由：柄以外は同一であるため）
 - ・1製品とみなされない例
「衣服とペット用衣服」（理由：コンセプトが異なるため）

IV 応募方法

1 提出書類一覧

No.	提出書類名称	様式番号	部数	
1	応募要件・提出書類チェックリスト	—	1部	必須
2	応募申請書	様式第1号	2部	必須
3	製造パートナー同意書 (自社以外が担う製造工程が含まれる場合/P3※4参照)	様式第2号	1部	該当する 場合のみ
4	同意書	様式第3号	1部	必須
5	申立書	様式第4号	1部	必須
6	法人の履歴事項全部証明書(提出日時点で発行日から3ヶ月以内の原本)、個人事業者の場合は直近の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表の写し	—	1部	必須
7	応募製品(現物)	—	—	必須
8	会社案内 (個人事業者で会社案内がない場合は技能検定等の資格や受賞歴などのプロフィールでも可)	—	2部	必須
9	製品等パンフレット、カタログ等(コピー可)	—	2部	ある場合 のみ
10	生産物賠償責任保険(PL保険)証書の写し (応募者が契約者であり、提出日時点で有効なもの)	—	1部	必須
11	管轄の府税事務所で発行された納税証明書(原本)(※5)	—	1部	必須
12	管轄の税務署で発行された納税証明書(原本)(※6)	—	1部	必須
13	補足資料(必要に応じて) 例:メディア紹介事例、特許登録リストのコピー等	—	2部	任意

◆納税証明書について(いずれも提出日時点で発行日から3ヶ月以内のもの)

※5 大阪府の府税事務所が発行する「府税(全税目)の未納の徴収金の額のないことの証明書
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/nouzeishomei.html>

(府税事務所所管一覧)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alacarte/otoiawase2.html#chizu>

※6 税務署が発行する「納税証明書その3の3(法人税と消費税及び地方消費税)

(個人事業者は「納税証明書その3の2(申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税)」)

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

(税務署所管一覧)

<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/location/osaka.htm>

2 提出方法

以下の方法により提出してください。

- ① 正本・副本として、A4サイズのフラットファイル（紙製・A4縦＜A4-S型＞）にそれぞれ綴って提出してください。補足資料（No.13）がある場合は、可能な限りA4版サイズに拡大又は縮小して綴ってください。
- ② 表紙及び背表紙には応募製品名・応募者名を記入してください。
- ③ 応募書類及び応募製品（現物）を郵送又は持参で下記のあて先に提出してください。（持参される場合は、事前に連絡の上、下記の募集期間内にお持ちください。）

【提出先】

〒577-0011

大阪府東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館1階
公益財団法人大阪産業局 MOBIO事業部（電話：06-6748-1054）

※応募申請書は、**両面印刷**で提出してください。

※ファイルの綴り方については応募申請書（P3）をご確認ください。

※応募製品（現物）の提出については、上記書類との別送・同封の別は問いません。
別送で製品のみをお送りいただく際には、開封前に内容物がわかるように製品名を明記してください。

- ④ 応募書類のうち、応募申請書（No.2）については、併せて電子メールで送信してください。

【送信先メールアドレス】

mobio_osakasei@obda.or.jp（大阪製ブランド認定事業事務局）

3 募集期間等（提出書類・応募製品・応募申請書データ提出の受付期間）

令和8年5月11日（月）～令和8年6月30日（火）17:00（必着）

※持参による提出の場合、受付は土・日・祝日を除く9:30から17:00までとします。

※郵送による提出の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法で送付してください。

■応募にあたっての留意事項

- ①提出された応募書類は審査のほか、調査・分析等、今後の事業の検討以外の目的には使用しません。
- ②応募内容や認定後の製品・企業に関する情報は大阪府と大阪産業局で共有します。
- ③応募申請書への記入漏れ等、提出書類に不備がある場合は、選考対象とならない場合があります。
- ④提出された応募書類は返却しませんので、ご了承ください。（応募製品（現物）は返却します。）
応募申請書等はコピーを保管してください。
- ⑤提出された応募製品は、審査の過程で実際に製品として使用する場合があります。
- ⑥応募に要するすべての費用は、応募者の負担とします。製品返却時に発生する費用もご負担いただきますのであらかじめご了承ください。
- ⑦審査の状況及び選考結果に関するお問い合わせには、一切お答えしません。
- ⑧事業内容やスケジュール等が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑨応募申請書の主たる業種は下記HPを参考に日本標準産業分類の小分類で記入ください。
（総務省 | 統計基準等 | 日本標準産業分類（令和5年7月告示））

V 認定方法等

1 審査項目

審査項目	着 眼 点
製 品 の 優 秀 性	卓越した技術、独自技術、優れたデザイン 等
製 品 生 産 の 背 景	製品開発の背景 等
消 費 者 へ の 訴 求 力	市場ニーズ 等
製 品 の 新 規 性	類似品との差別化、新市場創出の可能性 等

各審査項目について、有識者等（大阪製ブランドアドバイザースタッフ）の意見を参考に、施策効果などを総合的に勘案し、大阪府が決定します。また、認定された製品の中から、ものづくりによる地域活性化や社会課題の解決などに資する、他の企業の模範となる製品を「ベストプロダクト」として選定します。

2 品質基準

品質、性能が製品の関連法規や業界自主ガイドラインの基準に満たない場合、また、社会通念上妥当な使用条件において問題のある製品については認定しません。

ア 原材料

製造又は製造過程において、発ガン性物質、中毒性物質、いわゆる環境ホルモンなど地球環境、生命への安全性、健康への悪影響を及ぼすことが確認された物質やそれらを含む原材料を使用していないこと。

イ 構 造

- ・ 人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でないこと。
- ・ 社会通念上妥当な使用条件及び使用期間において必要な強度と耐久性をもつこと。
- ・ 大量生産する場合にも生産品質が安定していること。

ウ 表 記

法規に適合する表示（例：家庭用品品質表示法）及び各業界の自主ガイドライン（例：一般社団法人日本玩具協会玩具安全基準）に準拠する表示を、誤解を生じないよう明瞭に行うこと。

エ 関連法規・業界自主ガイドライン

当該製品に関連する法規（※7）及び各業界の自主ガイドライン（※8）の基準をすべて満たしていること。

※7 関連法規

（例）日本産業規格（JIS 法）、不当景品類及び不当表示防止法、家庭用品品質表示法、薬機法 等

※8 業界自主ガイドライン

（例）玩具安全基準、日本タオル検査協会検査基準、日本繊維検査協会基準 等

オ 生産物賠償責任等

応募者が一切の責任を負うものとします。

- 上記等に該当する旨の **申立書（様式第4号）** 及び **生産物賠償責任保険（PL保険）証書の写し** を提出してください。

VI 選考結果の通知・公表

選考結果は、大阪府から各応募者に対し、郵送により通知します。また、認定製品及び企業概要については、大阪府のホームページ等で公表するとともに、認定証（大阪府知事名）を授与します。

結果通知：令和8年9月頃（予定）

公表（報道発表）：令和8年11月頃（予定）

表彰式：令和9年2月頃（予定）

VII 認定の取消し

以下の各号に該当する場合、認定を取り消す場合があります。

- (1) 認定製品を製造する企業（応募者）が、破産等により事業の継続が困難となった場合
- (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者であると判明した場合
- (3) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から提出日において1年を経過しない者に該当していたことが判明した場合
- (4) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から提出日において1年を経過しない者であることが判明した場合
- (5) 認定後、「Ⅲ 認定対象 2 対象製品 (4) 応募時点で販売が可能な製品であること。
(5) 他の特許・意匠等を侵害していないこと。また、係争中でないこと。」の要件を満たさないことが判明した場合
- (6) 認定後、「Ⅴ 認定方法等 2 品質基準」を満たさないことが判明した場合
- (7) 認定後、主な製造拠点を大阪府外に移転した場合
- (8) 認定後、認定製品の製造を中止した場合
- (9) 応募時の内容に虚偽がある事が判明した場合
- (10) 認定後、認定製品の製造が継続していることの確認に応じない場合

Ⅷ 応募説明会・相談

1 応募説明会

(1) 開催日時・場所

令和8年5月27日(水) 15時00分から16時00分まで

【会場】クリエイション・コア東大阪 南館2階 セミナールーム
(東大阪市荒本北1-4-1)

(2) 説明会の参加申込方法

以下の「公益財団法人大阪産業局ホームページ」よりお申し込みください。

<https://ebis.obda.or.jp/service/500610/detail>

※応募にあたり、説明会の参加は必須ではありません。参加しない場合でも応募は可能です。

2 個別相談・応募申請書作成のアドバイス

対面・オンラインでの個別相談や応募申請書作成のアドバイスに対応します。個別相談を希望される場合は、電話又はメールにて希望日や内容をご連絡ください。応募申請書のアドバイスを希望される場合は、6月16日(火)までに「応募申請書(ワードファイル)」を事務局までメールにてお送りください。

【送信先メールアドレス】

mobio_osakasei@obda.or.jp (大阪製ブランド認定事業事務局)

Ⅸ その他

1 本事業・説明会に関するお問い合わせ

<大阪製ブランド認定事業事務局>

〒577-0011

大阪府東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館1階

公益財団法人大阪産業局 MOBIO事業部

電話：06-6748-1054 FAX：06-6745-2362

E-Mail：mobio_osakasei@obda.or.jp

事業ホームページ：<https://osaka-sei.m-osaka.com/>

2 今後の中小企業支援策の検討にあたり、大阪製ブランド認定企業に対してアンケート等を実施する場合がありますので、ご協力よろしくお願ひします。